

議案第4号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年8月4日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校の適正な運営を図るため、収容定員を改める。

2 規則案の概要

- (1) 鳥取商業高等学校において、令和3年度に商業学科商業科5学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (2) 八頭高等学校において、令和2年度に普通学科普通科7学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (3) 智頭農林高等学校において、令和2年度に農業学科ふるさと創造科、森林科学科及び生活環境科のくくり募集生徒数を1学年68人に改めたことにより、収容定員を改めたこと。
- (4) 倉吉農業高等学校において、令和2年度に農業学科生物科、食品科及び環境科の募集生徒数を1学級34人に改めたことにより、収容定員を改めたこと。
- (5) 米子東高等学校において、令和3年度に普通学科普通科8学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。

3 規則案の概要

- (1) 高等学校の収容定員を次のとおり改める。

名称	課程名	学 科 名		収 容 定 員	
				現 行	改正後
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	532人	494人
八頭高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	760人	720人
智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	ふるさと創造科	} 216人	} 204人
			森林科学科		
			生活環境科		
倉吉農業高等学校	全日制課程	農業学科	生物科	106人	102人
			食品科	106人	102人
			環境科	106人	102人
米子東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	920人	880人

- (2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地	名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地
略							略						
鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	商業科	3年	<u>494人</u>	略	鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	商業科	3年	<u>532人</u>	略
略							略						
八頭高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>720人</u>	略	八頭高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>760人</u>	略
智頭農 林高等 学校	全日制 課程	農業学 科	ふるさ と創造 科	3年	<u>204人</u>	略	智頭農 林高等 学校	全日制 課程	農業学 科	ふるさ と創造 科	3年	<u>216人</u>	略
			森林科 学科	3年						森林科 学科	3年		
			生活環 境科	3年						生活環 境科	3年		
略							略						
倉吉農 業高等 学校	全日制 課程	農業学 科	生物科	3年	<u>102人</u>	略	倉吉農 業高等 学校	全日制 課程	農業学 科	生物科	3年	<u>106人</u>	略
			食品科	3年	<u>102人</u>					食品科	3年	<u>106人</u>	
			環境科	3年	<u>102人</u>					環境科	3年	<u>106人</u>	
略							略						
米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>880人</u>	略	米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>920人</u>	略
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。